

通 報 窓 口

※ 通報できる方は以下のとおりです。

- ・教職員（会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員を含む）及び県職員であった者（退職後 1 年以内）
- ・県が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する労働者及び当該労働者であった者（退任後又は退職後 1 年以内）

内部窓口	外部窓口
教育庁教育政策課総務管理班 T E L : 083-933-4521 F A X : 083-933-4539 教育庁教職員課人事班 T E L : 083-933-4624 F A X : 083-933-4559 教育庁義務教育課地域支援・人事班 T E L : 083-933-4595 F A X : 083-933-4609 メール : kyo.naibu.tsuho@pref.yamaguchi.lg.jp	猪俣俊雄法律事務所 弁護士 猪俣 俊雄 〒753-0045 山口市黄金町 5 番 9 号第二法曹ビル 3 階 メール : koeki.inomata@hyper.ocn.ne.jp ※ 通報は、郵便又はメールのみ受け付けています。